

令和8年4月1日改正

滝川市制度融資について

滝川市では、中小企業及び個人事業者の経営の安定や事業発展を促進するため、それぞれの目的に応じた各種融資制度をご用意しています。いずれの融資においても、申込前に取扱金融機関等との事前打ち合わせが必要となることから、まずは市内金融機関若しくは滝川商工会議所、江部乙商工会、北海道信用保証協会（滝川支店）へご相談ください。

滝川市制度融資一覧				
融資名	中小企業特別融資資金		産業創造パワーアップ資金	産業立地資金
目的	中小企業の経済安定・合理化・設備の近代化		起業、事業規模の拡大、事業の多角化、業種転換・新技術・新商品等の開発・活用	工場等の新設
貸付対象	一般的な中小企業・個人事業主 ※詳細は別紙「滝川市制度融資のご案内」をご確認ください。			
資金用途	運転資金	設備資金	事業資金	設備投資資金
融資額	1,000万円以内	3,000万円以内	2,000万円以内	1億円以内
融資期間	7年以内	10年以内	10年以内	15年以内
融資利率	1年以内：長期プライムレートと同率 1年超：長期プライムレート+0.2% 7年超：長期プライムレート+0.3%	固定：長期プライムレートと同率 変動：長期プライムレート-0.2%	固定：長期プライムレートと同率 変動：長期プライムレート-0.2%	固定：長期プライムレート+0.1% 変動：長期プライムレート-0.1%
担保	必要に応じて要			
保証人	【個人】不要 【法人】必要に応じて要		必要に応じて要	
信用保証	北海道信用保証協会の保証付き		北海道信用保証協会による保証付きとすることができる	
備考	融資完済後、事業者が負担した信用保証料の2分の1の額を補給		融資実行から3年間の支払利息額を補給	信用保証料及び支払利息額の補給無し

※その他詳細は別紙「滝川市制度融資のご案内」をご確認ください。

お問い合わせ先

滝川市 産業振興部 産業振興課 産業振興係
〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号
TEL: 0125-28-8030
Eメール: syoukou@city.takikawa.lg.jp



←滝川市公式
ホームページ